

平成 19 年 12 月 17 日

企業会計基準委員会 御中

新 日 本 監 査 法 人
会計品質管理部長 岩原 淳一

企業会計基準公開草案第22号「持分法に関する会計基準（案）」及び実務対応報告公開草案第27号「持分法を適用する関連会社の会計処理に関する当面の取扱い（案）」に対する意見

貴委員会から平成 19 年 11 月 14 日に公表された上記の公開草案について、次のとおり意見を取りまとめましたので提出いたします。

1. 持分法適用会社の決算日の差異に関する取扱いの明示

（コメント）

持分法適用関連会社の決算日が連結決算日と異なる場合の取扱いを、子会社と同様に定めるべきである。

（理由）

持分法の適用にあたり、投資会社は被投資会社の直近の財務諸表を使用することとされている（連結会計原則注解17の4）。投資会社と被投資会社の決算日に差異があり、その差異の期間内に重要な取引又は事象が発生しているときには、必要な修正又は注記を行うものとするとしてはいいるが、持分法適用被投資会社について、連結決算日に正規の決算に準ずる合理的な手続による決算を行うことは求められていない。そのため、3か月を超える決算日の差異があっても、原則として持分法適用被投資会社の直近の財務諸表を使用することになる。「同一の環境下で行われた同一の取引等について、投資会社及び持分法を適用する被投資会社が採用する会計処理の原則及び手続は、原則として統一する」（「持分法に関する会計基準」（案）第9項）とされているが、決算日の差異が3か月を超える状況にある被投資会社が投資会社と「同一環境下」とはいえないと考えられる。

したがって、決算日が連結決算日と異なる持分法適用被投資会社についても、子会社と同様、連結決算日に正規の決算に準ずる合理的な決算を行うこと、決算日の差異が3か月を超えない場合には持分法適用被投資会社の正規の決算を基礎として連結決算を行うことができるということが望ましい。

2. 「当面の取扱い」の範囲

(コメント)

統一のために必要な情報を入手することが極めて困難と認められるときには、統一しないことに合理的な理由がある場合に当たるものとするという当面の取扱いの範囲を明確にする必要がある。

(理由)

実務対応報告公開草案の脚注1では、「持分法の適用対象となる非連結子会社について会計処理の原則及び手続を統一する場合の考え方も、本実務対応報告と同様となる。」と記載されている。「当面の取扱い」では、統一のために必要な情報を入手することが極めて困難と認められるときには、「統一しないことに合理的な理由がある場合」に当たる旨の記載を関連会社に限定していない。「本実務対応報告の考え方」(2)において、当該当面の取扱いを関連会社に固有の取扱いとしているが、当該取扱いは関連会社に限定されることを、「本実務対応報告の考え方」だけでなく、前半部分の「当面の取扱い」においても明示することが必要である。

また、「本実務対応報告の考え方」(2)の表題では当面の取扱いを在外関連会社に限定しておらず、例示においては在外関連会社のみについて記載している。統一のために必要となる詳細な情報の入手が極めて困難なケースは在外関連会社だけに限定されとは考えられないため、例示を在外関連会社に限定すべきではないと考える。

以 上